

レンタルサービス利用契約約款（一般用）

民法第548条の2 第1項第2号に基づき、本約款がレンタルサービスの利用に関する契約内容となることを表明します。

第1条（レンタル対象商品）

レンタル対象商品は「レンタルサービス利用契約書」に記載されている商品です。

第2条（レンタル契約期間）

1. レンタル開始日及び契約期間は、「レンタルサービス利用契約書」記載のとおりとします。
2. レンタル期間満了の1週間前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、この契約は更に1ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第3条（レンタル料及び支払い方法）

1. レンタル料は「レンタルサービス利用契約書」に記載のとおりで、1ヶ月の利用料金です。
2. 「レンタルサービス利用契約書」に記載のレンタル料単価（月額）については、契約締結時点における消費税を加算した金額であり、法改正等により消費税率が変更となった場合には、税率の変更に合わせて単価（月額）が自動的に修正されるものとし、
3. サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご使用月の翌月に「預金口座振替依頼書」に記載された日に、ご指定の金融機関の口座から引き落としをさせていただきます。また、契約終了月についてはレンタル商品の回収時にお支払頂きます。
4. レンタル契約の起算日が月の15日以前の場合については月額レンタル料金の全額を、16日以降の場合には月額レンタル料の1/2を請求させていただきます。
5. レンタル契約の期間満了による契約の終了、契約者によるレンタル契約の中途解約または第8条に基づき事業者が契約を解除する場合は、レンタル契約期間の満了日、解約日または解除日が月の15日以前の場合については月額レンタル料の1/2を、16日以降の場合については月額レンタル料の全額を請求させていただきます。但し、第8条第1項第1号及び第2号の場合は、同条第2項に従うものとし、
6. レンタル契約の起算日と解約日または解除日が同じ月内の場合には、月額レンタル料の全額を請求させていただきます。

第4条（契約者による中途解約）

1. 契約者は、レンタル商品が不要になった場合には、契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。
2. 前項の場合には、契約者は第3条第5項及び第6項の算定方式により算出したレンタル料金を事業者を支払うものとし、

第5条（契約者の義務）

1. 契約者は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更、加工、改造等を行うことはできません。
2. 契約者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
3. 契約者は、利用者の転居、利用者の入院、利用者の死亡等、レンタル商品の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者へ通知するものとし、
4. 前項の利用者の転居等により、利用者が事業者のサービス区域外に商品を持ち出した場合、商品回収に要する費用は、利用者が負担するものとし、

第6条（レンタル商品の修理・交換）

1. 契約者又は利用者は、本契約に定めたレンタル商品と異なる機種が納品され、又は使用中のレンタル商品について故障・破損が発生したことを発見した場合には、速やかにこれを事業者へ通知し、事業者は当該レンタル商品について修理又は交換を行うものとし、
2. 前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとし、但し、契約者が事業者の指示・説明に反してレンタル商品を使用したために故障・破損が発生した場合には、当該修理又は交換にかかる費用は契約者が負担するものとし、

第7条（守秘義務）

1. 事業者は、正当な理由がない限りその業務上知りえた契約者、利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
2. 事業者は、従業員が退職後、在職中知り得た契約者、利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように措置を講じます。
3. 契約者、利用者及びその家族に関する個人情報の取扱いについては「個人情報の利用目的について」のとおり取扱うものとします。

第8条（契約の解除）

1. 事業者は、契約者が以下の事情に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ①契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催告があったにもかかわらずこれが支払われない場合。
 - ②契約者又は利用者が第5条に定めた義務に違反し、又は著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ③レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外へ移転する場合。
2. 前項第1号及び第2号の場合には、契約者は、契約が終了する利用月について所定のサービス利用料金全額を事業者に支払うものとします。又、前項第3号の場合には、契約者は、第3条第5項及び第6項に定める料金算定方式に応じて、所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第9条（契約終了）

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には、本契約を終了するものとします。

- ①利用者が死亡した場合。
- ②地震・噴火等の天災その他契約者の責に帰すべからざる事由によりレンタル商品が消失、又は破損し使用できなくなった場合。

第10条（事業者の損害賠償責任）

事業者は、レンタル商品の故障・欠陥により、もしくはレンタルサービスの実施にともなって、又は第7条に定める守秘義務に違反して、契約者又は利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

レンタルサービスの実施にともなって、事業者の責に帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

- ①契約者が、利用者の疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ②利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したレンタルサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ③契約者・利用者が、事業者の指示・説明に反し又は第5条第1項の定め反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第12条（契約者の損害賠償責任）

事業者は、契約者又は利用者の責に帰すべき事由（第5条第1項に定める義務の違反を含む）によって、レンタル商品が消失し、又は回収したレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合には、契約者に対して補償費もしくは時価相当額の支払いを請求することができます。

第13条（約款の変更）

1. 事業者は、「レンタルサービス利用契約約款」を変更することがあります。約款を変更するときは、事業者は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、その内容について通知するものとします。
2. 前項に定める「レンタルサービス利用契約約款」の変更の効力は、事業者の通知が到達した時点から生じるものとします。

第14条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとします。